

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------------|--|--------------|----------------------------|---|----------------------------|--------------|------|------|
| 施策名 | | 人権教育の充実 | | 所管部局課名 | 教育委員会事務局人権教育課 | | | | |
| 事業名 | | 子ども多文化共生教育支援事業 | | 担当者電話番号 | 管理係 078-362-3792 | | | | |
| 事業目的 | | 外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が豊かに共生するために子ども多文化共生教育を推進 | | | | | | | |
| 事業内容 | | 子ども多文化共生サポーターを学校に派遣(日本語指導が必要な外国人児童生徒を支援) 子ども多文化共生センターの運営等 | | | 事業開始年度 | 平成11年度 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成19年度決算額 | | 平成20年度当初予算額 | | 平成21年度当初予算額 | | | |
| | 事業費 | (109,373 千円) 109,373 千円 | | (107,648 千円) 107,648 千円 | | (113,636 千円) 113,636 千円 | | | |
| | 人件費 | 2,674 千円 | 従事人員 0.3人 | 2,541 千円 | 従事人員 0.3人 | 1,672 千円 | 従事人員 0.2人 | | |
| | 総コスト(+) | 112,047 千円 | 従事人員 0.3人 | 110,189 千円 | 従事人員 0.3人 | 115,308 千円 | 従事人員 0.2人 | | |
| 事業の目標 | | 外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が豊かに共生する | | | [目標設定理由] 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、学校生活への早期適応を促進するため | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 19年度実績 | 20年度見込み | 21年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H19 | H20 | H21 |
| | サポーター派遣校数 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての公立学校 | 毎年度 | のべ248校 (452 千円) | のべ306校 (360 千円) | のべ330校 (349 千円) | 100% | 100% | 100% |
| 評価結果 | 必要性 | ・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対しては、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を図るための支援が必要である。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての公立学校にサポーターを配置し、学校生活への早期適応を図っており、有効な事業である。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・サポーターの派遣回数については、対象児童生徒の状況により決定している。 ・外国人児童生徒の居住地が分散化していることに伴い、派遣校数は増加しているため、派遣回数を調整し、効率的な配置を行っている。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・外国人児童生徒に対する教育の充実方策については、国において総合的かつ計画的に取り組むべき施策として研究が進められていることから、その動向に注視する。 ・県内の外国人児童生徒の教育水準を保障するため、県が先導的・広域的に実施している。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・「児童の権利に関する条約」(国連条約)に基づき、公立学校教育においては外国人児童生徒についても日本人と同様の教育を受ける権利を保障するため、児童生徒の負担を求めない。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 廃止 | 拡充 縮小 | 継続 凍結(休止) | 実施手法の見直し 延長 終期設定 | | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | |
| 説明 | より効果的な事業内容・執行方法について引き続き検討のうえ実施 | | | | | | | | |